

令和元年度(第63回)
船員労働安全衛生月間

(令和元年9月1日～9月30日)

実施のしおり

月間スローガン

元気に乗船 無事故で下船
笑顔で帰宅のゼロ災害



令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間にあたって

「船員労働安全衛生月間」の実施は、「海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ること」を目的とし、本年度で第63回を迎えます。

月間は昭和32年に第1回が実施され、昭和42年の第11回からは漁期等が考慮されて開催時期が9月となり、全国各地で船員災害防止大会が開催されるようになりました。この年には「第1次船員災害防止基本計画」が策定されるとともに船員災害防止協会が創立され、以降、月間活動は協会の主要な事業の一つとして毎年多彩な行事を企画・実施しています。

平成31年度は「第11次船員災害防止基本計画」の2年目にあたり、「平成31年度船員災害防止実施計画」に基づき月間行事が実施されます。近年では、全国各地の当協会支部が中心となって船員災害防止大会、安全・衛生講習会、訪船指導等を実施しておりますが、メインイベントである船員災害防止大会は、昨年、全国の支部及び地区支部17カ所で開催され、協会会員及びその所属船員等、計1,211人が参加し盛況を呈しました。

船員を取り巻く環境は大きく変化しており、船員数ではピーク時（昭和49年）の278千人から64千人へと1/4以下まで減少するとともに、昨今では船員の高齢化が顕著となっています。

このような中、船員の災害発生状況は、協会発足時の昭和42年度と直近の平成29年度の発生率で比較すると、死傷災害で約1/4、疾病で約1/8まで減少しましたが、最近はほぼ横ばいとなっており、また、特に、高齢船員の発生率及び発生件数が死傷災害・疾病ともに高くなっているほか、陸上の産業と比較すると船員の災害発生率は死傷災害で約4倍、疾病で約2倍と、依然として高い状態が続いています。

本年度のスローガンは、「元気に乗船、無事故で下船、笑顔で帰宅のゼロ災害」です。

このスローガンの下、船舶所有者及び船員の皆様方におかれましては、月間中はもちろんのこと、年間を通じて自主的な船員災害防止活動の推進が図れますよう心から祈念します。

協会としましても、船員の皆様が一層の働きがい・生きがいを感じられ、家族の皆様も安心して送り出せるような、さらに安全で健康的な職場作りへの適切なサポートなど、船員災害防止活動の推進に創意・工夫を凝らし取り組んで参ります。

令和元年8月

船員災害防止協会



目次

令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間にあたって	表紙裏
目次	1
第11次船員災害防止基本計画の概要	2
平成31年度船員災害防止実施計画の概要	3
船員災害疾病発生状況の推移	6
令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間実施要綱	7
令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間実施要領	9
安全メモー 1・2	18
衛生メモ	20
第63回 月間応募入選作品の発表	22
船員災害防止協会の頒布品	24
船員災害防止協会支部・地区支部一覧	25

第11次船員災害防止基本計画の概要

第11次船員災害防止基本計画は平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

計画の目標

第11次基本計画（平成30年度～平成34年度）の死傷災害及び疾病の年平均発生率を、第10次基本計画（平成25年度～平成29年度）の年平均発生率と比較し、下記のとおり減少させる。

死傷災害		疾 病	
○ 貨物船等	: 14%減	○ 貨物船等	: 14%減
○ 漁 船	: 11%減	○ 漁 船	: 11%減
○ 全 体	: 16%減	○ 全 体	: 13%減



死傷災害の死亡及び行方不明者数について、2割減少させる。

主要な対策の推進

- ① 労働時間、労働負荷の軽減
- ② 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- ③ 海中転落・海難防止による死亡災害防止対策
- ④ 漁船における死傷災害防止対策
- ⑤ 年齢構成を踏まえた死傷災害・疾病防止対策
- ⑥ 生活習慣病等の疾病防止対策
- ⑦ パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保

平成31年度船員災害防止実施計画の概要

基本計画の実施を図るため、毎年国が作成している

I 船員災害の減少目標

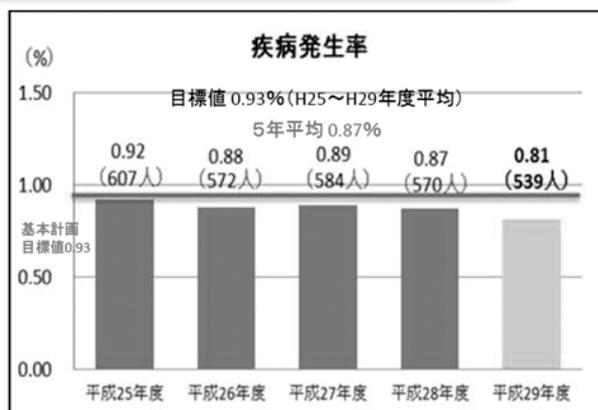
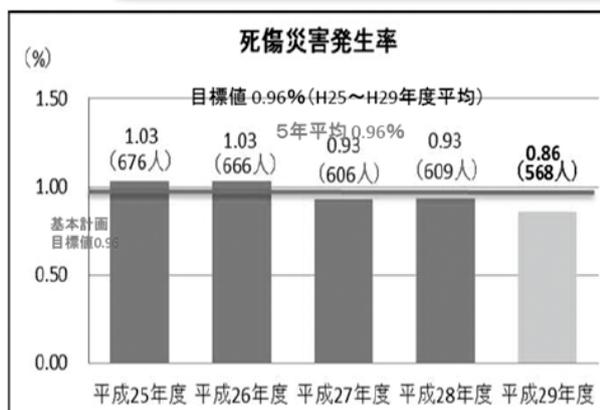
平成31年度実施計画の減少目標

	死傷災害	疾病
貨物船等	2%減	3%減
漁船	3%減	4%減
全体	4%減	3%減

船員災害発生状況等

	第9次 実績 年平均	目標		第10次					減少実績	年平均
		減少目標	年平均	実績						
				H25	H26	H27	H28	H29		
死傷災害	0.82%	11%減	0.73%	0.76%	0.78%	0.74%	0.68%	0.64%	12%減	0.72%
	332人			304人	306人	302人	281人	269人		292人
	/40523人			/39759人	/39480人	/40758人	/41260人	/42007人		/40653人
	1.50%			1.43%	1.42%	1.24%	1.35%	1.23%		1.33%
漁船	430人	15%減	1.28%	372人	360人	304人	328人	299人	11%減	333人
	/28646人			/25968人	/25298人	/24571人	/24372人	/24321人		/24906人
	1.10%			1.03%	1.03%	0.93%	0.93%	0.86%		0.96%
	762人			676人	666人	606人	609人	568人		625人
合計	/69169人	13%減	0.96%	/65727人	/64778人	/65329人	/65632人	/66328人	13%減	/65559人
	36.6人			30人	32人	21人	34人	34人		30.2人
	/69169人			/65727人	/64778人	/65329人	/65632人	/66328人		/65559人
	1.07%			0.92%	0.88%	0.95%	0.86%	0.80%		0.88%
貨物船等	434人	12%減	0.94%	365人	348人	388人	354人	338人	18%減	359人
	/40523人			/39759人	/39480人	/40758人	/41260人	/42007人		/40653人
	0.98%			0.93%	0.89%	0.80%	0.89%	0.83%		0.87%
	280人			242人	224人	196人	216人	201人		216人
漁船	/28646人	5%減	0.93%	/25968人	/25298人	/24571人	/24372人	/24321人	11%減	/24906人
	1.03%			0.92%	0.88%	0.89%	0.87%	0.81%		0.87%
	714人			607人	572人	584人	570人	539人		574人
	/69169人			/65727人	/64778人	/65329人	/65632人	/66328人		/65559人
合計	10%減	0.93%	607人	572人	584人	570人	539人	574人	16%減	574人
			/65727人	/64778人	/65329人	/65632人	/66328人	/65559人		

第10次基本計画の船員災害減少目標及び達成状況（合計）



※平成29年度の目標値は、平成28年度の発生率を前提に、平成29年度の発生率の減少目標(3%)を達成した場合の数値である。

Ⅱ 船員災害防止に関し重点を置くべき災害の種類

1. 作業時における死傷災害
2. 死亡・行方不明率の高い災害
3. 漁船における死傷災害
4. 高年齢船員の死傷災害・疾病
5. 生活習慣病等の疾病

Ⅲ 船員災害防止のための主要な対策

総合的な安全衛生の向上を目指した取組

1. 安全衛生管理体制の整備とその活動の推進

- (1) 作業基準、安全基準の徹底
- (2) 若年船員に対する安全衛生に係る教育・指導の充実
- (3) 安全衛生パトロールや安全衛生教育等の実施
- (4) 船内における安全衛生管理体制の構築及び推進
- (5) IoT技術を活用した遠隔医療の活用の検討等

2. 船内の居住環境・作業環境の整備・改善

- (1) 船内環境の整備・充実
- (2) 労働時間、労働負荷の軽減
- (3) 死傷災害に係るリスク低減対策等

重点を置くべき災害に対応した取組

1. 作業時を中心とした死傷災害防止対策

- (1) 「転倒」防止対策
- (2) 「はさまれ」防止対策
- (3) 「動作の反動・無理な動作」防止対策

2. 海中転落・海難による死亡災害防止対策

- (1) 作業用救命胴衣等の保護具の使用等
- (2) 乗下船等における海中転落の防止
- (3) 波浪に係る海中転落の防止
- (4) 海中転落に備えた対策
- (5) 生存対策講習会～生き抜くために～

3. 漁船における死傷災害対策

- (1) 漁ろう作業時の災害防止対策
- (2) 「転倒」防止対策
- (3) 「はさまれ」防止対策

4. 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策

- (1) 死傷災害防止対策
- (2) 疾病防止対策

5. パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保

- (1) パワーハラスメントの防止
- (2) メンタルヘルスの確保

6. 生活習慣病等の疾病防止対策

- (1) 生活習慣病の予防対策
- (2) 船内での供食を通じた生活習慣病の予防
- (3) インフルエンザ、ノロウィルス等の感染症予防対策
- (4) 居眠り防止対策
- (5) 熱中症の予防対策
- (6) その他の健康管理上の取組

7. その他の安全衛生対策

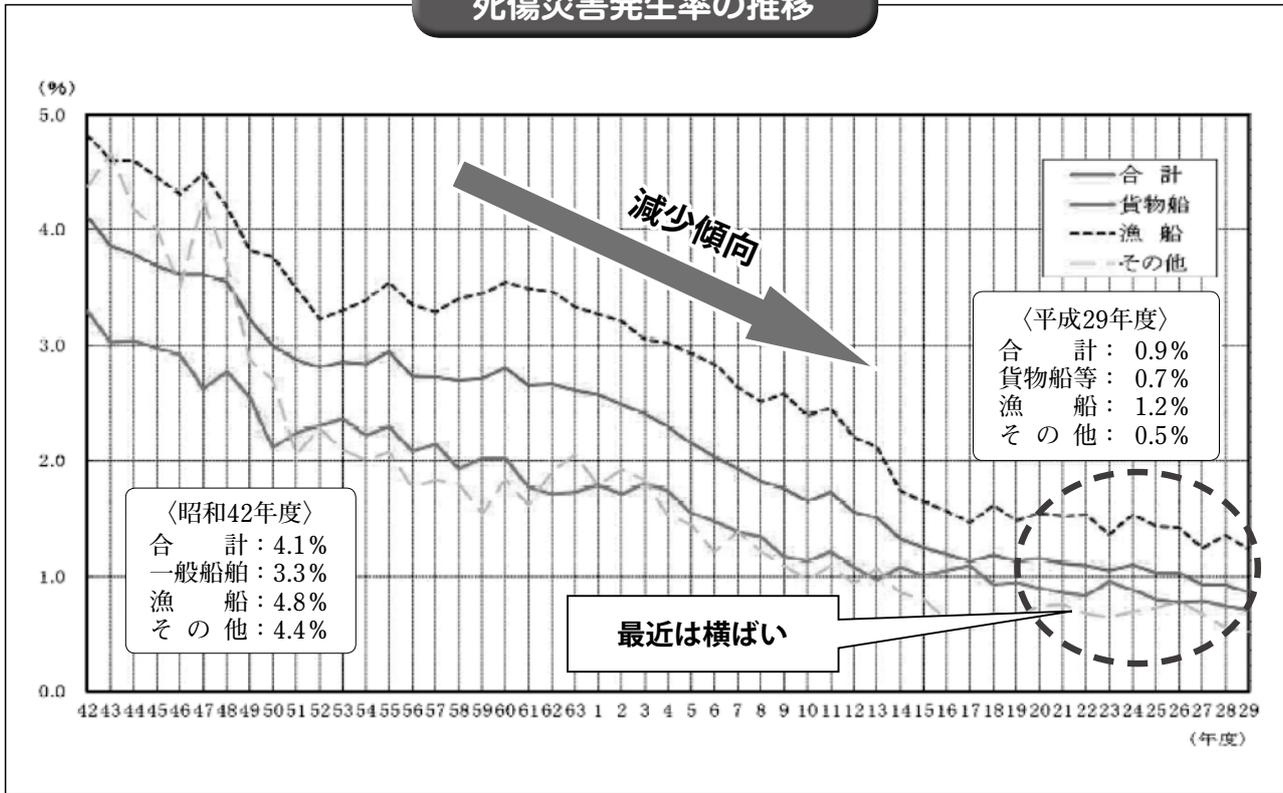
外国人船員に係る安全衛生対策の推進

IV その他船員災害の防止に関し重要な事項

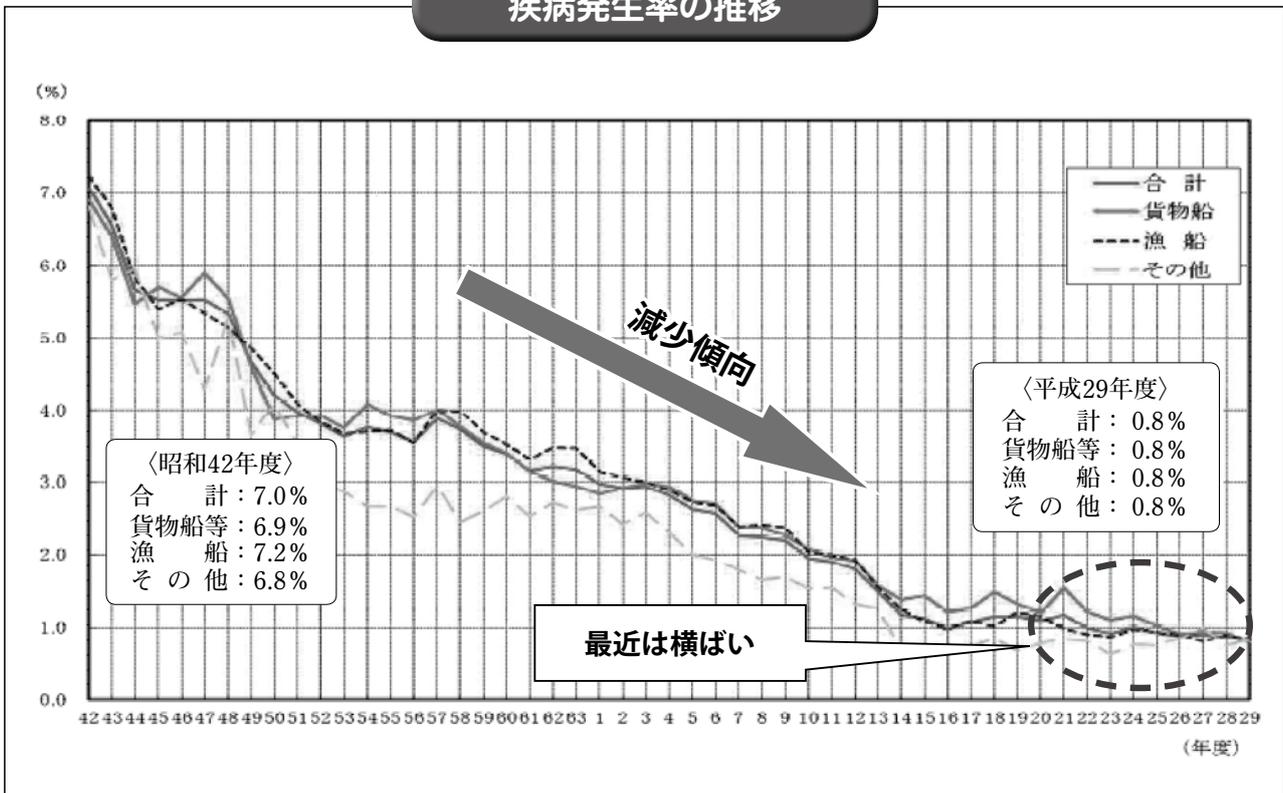
1. 船員労働災害防止優良事業者の認定制度の推進
2. 船員安全・労働環境取組大賞(略称 SSS)選定制度の実施
3. 船員労働安全衛生月間の実施
4. 船員災害防止協会の事業の充実及び効率化等

船員の災害・疾病発生状況の推移

死傷災害発生率の推移



疾病発生率の推移



※「貨物船等」は、貨物船・油送船・LPG船・コンテナ船・旅客船を指し、「その他」は、官庁船・曳船・はしけ・起重機船・ガット船その他の船舶を指す。

令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間実施要綱

1. 趣旨

船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施され、今年度で63回目を迎える。

船員の災害・疾病は、第1次船員災害防止基本計画の実施以降、関係者のためまぬ努力により、発生件数・発生率ともに大幅に減少しているが、近年はその減少割合が鈍化傾向にあり、船員の死傷災害は陸上の労働災害と比較して依然として高い発生率となっている。

また、船員の労働災害をめぐっては、近年の船員の高齢化、設備や機器の高度化、作業の多重化・効率化、外国人船員の増加等の変化に加え、船員不足が顕在化しつつある。

船員災害により、船員が休職・離職することは海運業及び漁業にとって人的資源の損失であるだけでなく、高い労働災害発生率は、若年者に船員という職業を敬遠させる要因となるものである。

これらの課題に適確に対処して船員を確保・育成していくためにも、引き続き船員災害の防止活動に取り組んでいく必要がある。今年度は、第11次船員災害防止基本計画の2年目であることから、基本計画に掲げた目標を達成するため、一層の取組が求められるところである。

については、全国一斉、集中的に船員の災害・疾病防止活動を展開すべく、平成31年度船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき船員労働安全衛生月間を実施し、船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚及び船員災害防止対策の一層の推進を図ることとする。



2. 実施時期

令和元年9月1日～9月30日（船舶の寄港状況、船員の就労状況等、地域・業種の実情を踏まえて適当と考えられる場合には、当該期間にとらわれることなく訪船する等、適当な時期を定めて集中的な活動を実施すること。）

3. スローガン

元気に乗船 無事故で下船 笑顔で帰宅のゼロ災害

4. 重点事項

重点事項については、実施計画に則り、以下のとおりとする。

- (1) 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- (2) 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- (3) 漁船における死傷災害防止対策
- (4) 高齢船員の死傷災害及び疾病防止対策
- (5) 生活習慣病等の疾病防止対策
- (6) パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
- (7) その他の安全衛生対策

5. 主唱者等

- (1) 主唱者

国土交通省、水産庁

- (2) 協賛者

船員災害防止協会、地方（地区）船員労働安全衛生協議会等月間実施団体

- (3) 協力者

関係行政機関、関係地方自治体、関係独立行政法人、全日本海員組合、一般社団法人日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、内航大型船輸送海運組合、全国海運組合連合会、全国内航タンカー海運組合、全国内航輸送海運組合、全日本内航船主海運組合、一般社団法人日本旅客船協会、一般社団法人日本外航客船協会、一般社団法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、一般社団法人全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会、一般社団法人全国いか釣り漁業協会、一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会、全国さんま棒受網漁業協同組合、一般社団法人全国底曳網漁業連合会、一般社団法人全国まき網漁業協会、一般社団法人日本トロール底魚協会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、公益財団法人日本船員雇用促進センター、一般社団法人日本海員掖済会、一般財団法人船員保険会、一般社団法人外航船員医療事業団、公益財団法人日本財団、公益社団法人日本海難防止協会、公益財団法人日本海事広報協会、全国健康保険協会、船員災害防止推進会

- (4) 実施者

上記主唱者、協賛者及び協力者との全面的な連携・協力の下、船舶所有者及び船員が中心となって実施すること。

6. 月間実施要領

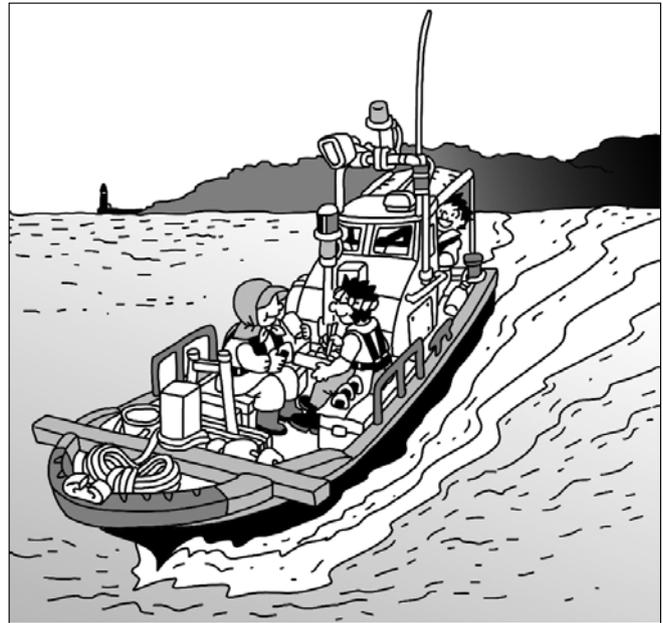
月間中の実施事項については、令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間実施要領の事項を基本とし、地域のニーズを十分に把握したうえで、費用対効果も考慮しつつより効果的に実施すること。

また、訪船指導に当たっては、多様な船種への訪船に努めること。

令和元年度（第63回）船員労働安全衛生月間実施要領

1. 船舶及び事業場の自主総点検並びに防止対策の実施

船舶所有者及び船員は、本月間の趣旨を十分認識して、経営トップ自らの指揮監督の下に安全衛生管理責任者並びに船長及び安全担当者、衛生担当者等を中心として、次の事項を実施することとする。



(1) 安全衛生意識の高揚

- ① 安全衛生に関する改善意見、発明、考案等の提案制度を採用し活用する。
- ② 安全衛生に関する企業内表彰を行う。
- ③ 事業場におけるポスター、安全衛生標語、垂幕、立看板等の掲示、掲揚を行う。
- ④ 船舶における緑十字旗の掲揚、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する。
- ⑤ 安全衛生に係る社内研修等を行う際には船員の家族も含めた研修を行う等効果的に実施できるよう努める。
- ⑥ 船員災害防止協会等のホームページに掲載されている健康管理情報を効果的に活用し、疾病予防に関する対策・取組について周知を図る。
- ⑦ 船員災害防止協会が開催する高年齢船員向け安全講習会、並びにパワーハラスメント及びメンタルヘルスに関する講習会への参加を推進する。

(2) 災害防止に関するノウハウの修得、災害・海難事例等の情報収集・分析

- ① 船員災害防止大会、安全衛生に関する各種講演会等へ積極的に参加し、災害防止に関するノウハウの修得に努める。
- ② 船員災害防止協会の安全技術指導員及び衛生技術指導員、安全衛生パトロール、船員災害防止協会発行の機関誌「船員と災害防止」、「KYTイラスト集（和英訳版）」、「船内におけるヒヤリハット実例集」、国土交通省の「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～（海運モード編）」、ファックスだより「船員行政ニュース」及び運輸安全委員会の「船舶事故ハザードマップ」等により災害・海難事例等の情報収集・分析に努める。
- ③ 船内向け自主改善活動（以下W I Bという。）等の導入により安全衛生管理体制を構築する様に努める。
- ④ 化学物質等安全データシート（SDS）を活用し、船舶に積載する化学物質等の性状及び取扱い上の留意点に関する情報を船員に周知し、暴露限界値（TLV）が記載されている物質については、適切な保護具の使用、必要な検知器具を備えるなど、安全管理の周知徹底に努める。

(3) 安全衛生対策の推進

- ① 安全衛生教育の実施、作業手順の確認、船員労働安全衛生規則、船員災害防止計画及び酸素欠乏の防止のための遵守事項等により安全基準、衛生基準及び作業基準（以下「安全基準等」という。）の徹底に取り組む。

また、作業用救命衣等の保護具の使用、丈夫な舷てい又は歩み板の使用等乗下船時における海中転落防止を徹底する。

- ② 修得した災害防止に関するノウハウや収集した災害・海難事例の分析を踏まえ、安全衛生教育や作業手順の内容を点検・改善するとともに、自主的な安全基準等を作成する。

また、KYT（危険予知訓練）・KYK（危険予知活動）の導入・活用、船内安全衛生委員会によりチェックリストを用いて安全基準等を点検・改善する活動を推進する。

- ③ 若年船員に対しては、船長をはじめとする熟練船員が上記訓練・活動による教育を積極的に推進するとともに、中堅船員に対する再教育及び高年齢船員に多い災害事例に対応した教育を推進する。

- ④ 生活習慣病、メタボリックシンドローム、SAS（睡眠時無呼吸症候群）等を中心とした健康教育の徹底、定期的・継続的な健康診断の受診、無料健康相談、訪船診療及び保健指導等の利用を推進する。

また、粉じん作業による健康被害に関する知識の周知、船内における粉じん作業による健康被害の予防の促進を図る。

- ⑤ パワーハラスメントを防止するため、「経営トップ自らによるハラスメント行為を許さない旨のメッセージの発信」「就業規則等におけるパワーハラスメントの禁止」「社内アンケート等での実態の把握」「研修の実施」「相談窓口の設置」「事案が発生した場合の再発防止策の策定」等の対策に取り組む。

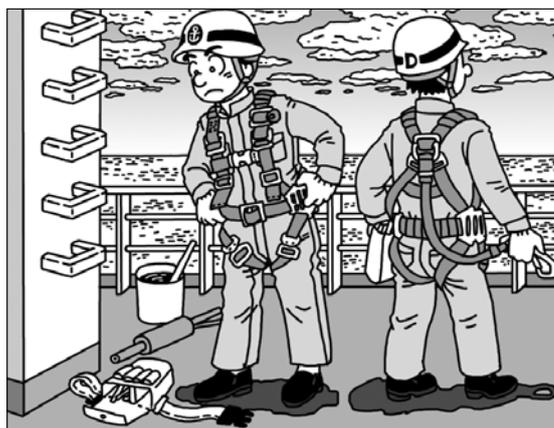
- ⑥ メンタルヘルスを確保するため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（厚生労働省）を参考に、ストレスチェック等を活用したセルフケア、船長・衛生担当者等の管理監督者によるラインケア、人事労務スタッフ等によるケア及び外部サービスの活用によるケアの実施に努める。

- ⑦ 疲労及びストレスの蓄積等がヒューマンエラーによる海難事故、死傷災害や脳・心臓等の疾病の発生要因となる場合もあることから、海難事故、死傷災害・疾病の発生を予防するため、労働時間規制を遵守し、休息時間を適正に確保する。

- ⑧ インフルエンザ、ノロウイルス及びその他各種の感染症の予防対策を徹底する。それぞれの感染症に応じた感染予防対策を講ずるとともに、うがい、手洗い、アルコール消毒等を励行する。

- ⑨ 年1回以上義務付けられた水質検査や、月1回の残留塩素検査、保管状況・保管量の検査の結果を踏まえ、タンク内の飲用水の交換等適切な水質管理を徹底する。

- ⑩ 船員災害防止協会発行の「船内の食事管理（和英、MLC対応）」等を活用して、調理を行う上で必要な知識、衛生上必要な措置の実施を徹底する。



また、同協会発行の「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康をまもるために）」等を活用して、栄養バランスが確保され、疾病予防に貢献するとともに、船内生活の魅力につながる多様なメニューを供食できるよう努める。

- ⑪ 船内環境の改善のため、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整理整頓や作業場の清掃等の作業環境の整備に努めるとともに、居住区域内も整理整頓・清掃等を行う。また、月1回を目処に、船内環境の検査を行い、その結果及び改善内容の記録を残すようにする。
- ⑫ 高年齢船員には、体力測定等を行い現在の体力や筋力の状況を把握する他、無料健康相談や訪船指導等を活用して健康状態を把握し、必要に応じてその特性に配慮した適切な船内労働体制を構築するよう指導する。

(4) 海難の発生に伴う死傷災害の抑制

- ① 操練の実施や生存対策講習（サバイバルトレーニング）の受講を推進する。

- ② 船舶火災を防止するため船舶設備等の保守・整備等を徹底する。

- ③ 漁船については、操業形態に合わせて、安全操業ができるような安全上の措置、責任分担等の明確化を図るとともに、海難に対する危険意識を持ち、ヘルメット・作業用救命衣の着用、荒天時における操業中止、作業時の適切な看視員の配置等船舶の航行の安全に関する安全管理体制の再確認を徹底する。



2. 安全衛生に関する訪船指導

協賛者は、関係者の協力を得て、各地域又は業種の実態に応じて指導すべき船舶を選定の上、安全指導班及び衛生指導班を編成し、次の事項について訪船指導を行うとともに、各地域の実情を踏まえて、これら訪船結果に基づき船舶所有者（事業場）に対する訪問指導についても取り組む。

特に、その際、多様な船種への訪船に努めるほか、中小船舶所有者の所有する船舶及び事業場への指導を強化する。

なお、訪船指導に当たっては、各地域の実情、漁期、出入港スケジュール等を踏まえ、船舶所有者、漁業協同組合、荷主・オペレーター等の関係者と事前に日程調整する等、効率的に訪船できるよう工夫する。

(1) 安全指導班・衛生指導班の共通指導内容

- ① 船舶所有者に対して災害防止に関するノウハウの修得、災害・海難事例等の情報収集・分析及びこれらを活用した安全衛生教育を実施するよう指導するとともに、安全衛生に係る社内研修などを行う際には、船員の家族も含めた研修を行うなど効果的に実施するよう指導する。
- ② 緑十字旗の掲揚、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する等安全意識の高揚を図るよう指導する。
- ③ 船長、安全担当者、衛生担当者等による管理体制を再点検し、船員労働安全衛生規則における安全基準等の手順書の遵守を徹底する。

- ④ 船舶毎に船内の安全衛生に関する計画を作成・実施すること及び船員が常時5人以上である船舶は、船内安全衛生委員会を設置し、船内での安全衛生環境の維持向上のために船内における安全管理及び衛生管理等のための基本的事項や、災害疾病の原因特定及び再発防止に向けた取組について調査・審議させ、その内容を受けて措置を講ずる体制を整備するよう指導する。
- ⑤ 若年・中堅船員に対して船長をはじめとする熟練船員によるノウハウの伝授に加え、チェックリストを用いた安全基準等の点検・改善等、安全衛生管理手法を通じた教育について指導する。
- ⑥ 船員災害防止協会発行の海中転落及び高年齢船員向け死傷災害防止対策並びに生活習慣病及びメタボリックシンドロームのリーフレットを配布し、安全及び衛生に対する意識を高める。
- ⑦ 混乗船に対しては、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努める他、特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底等の安全衛生対策について指導を行う。
- ⑧ 船内の作業環境及び居住環境について、定期的（月1回程度）に良好な状態が維持されているか確認し、記録し、改善措置をとる体制を構築するように指導する。
- ⑨ 船内の安全衛生活動について、船長等が指揮を執り、船員災害防止実施計画等を活用した船舶毎の安全衛生計画の策定や、船内労働安全衛生マネジメントシステム、ISMコードによるマネジメントシステム等を活用するとともに、中小船舶所有者においても、WIB等の導入により安全衛生管理体制を構築するように指導する。
- ⑩ 適正な労働時間の遵守及び休息時間の確保により、長時間労働による疲労やストレスの蓄積が発生要因となる船員災害の防止を図るように指導する。

また、労働時間、労働負荷の軽減を推進し、過労防止に対する意識を高める他、船員災害防止協会が発行する機関誌及び協会のホームページにおいて、労働時間の短縮や、休日・休暇の付与等による働き方の見直しに対する周知・啓発を図る。

(2) 安全指導班の指導内容

安全指導班は、協賛者等の協力の下に、次の事項について指導を行う。

その際、船員災害防止協会が作成した「安全衛生チェックリスト」等の積極的な活用を努める。

- ① 「転倒」、「はさまれ」及び「動作の反動・無理な動作」による災害を防止するため、船内設備の保守・整備、危険箇所への表示・標識の設置、作業方法等について再検討し、その防止対策の指導を行う。

さらに、一般船舶については、整備・管理作業について、漁船については、漁ろう作業について、安全確保に関する周知・啓発を行う。

- ② 「海中転落」による死亡災害を防止するため、船内設備の保守・整備、作業方法等の再検討、作業用救命衣の着用に向け個人の安全意識の向上を図るWIBの導入を推進する等、その防止対策の指導を行う。

また、舷てい又は歩み板については、適切な使用の厳守、確実な取り付け、安全上丈夫な構造及び損傷、変形又は腐しよく等による問題がない状態とするよう指導を行う。

この他、停泊中は、呼び笛と木づちを付けた救命浮環を夜間照明を備えた舷てい付近の水面までつるす、不要な一人行動を慎む、上陸・帰船時には同僚に声をかけるなどの対策につ

いて、周知徹底する。

- ③ クレーン等の荷役設備の保守・整備、作業方法等を再検討するよう指導を行う。
特に、設備の損傷、変形又は腐食等による問題がない状態とするよう指導を行う。
- ④ ベテラン船員の慣れからくる油断や、高齢化に伴う体力・筋力の低下による死傷災害を防止するため、自らの体力等の把握、良好なチームワークの構築、滑り止め等の設備の整備等、その防止対策の指導を行う。
- ⑤ 死傷災害を未然に防ぐため、KYT・KYKの導入・活用、船内安全衛生委員会によりチェックリストを用いた安全基準等の点検を行うとともに、新たに見出された危険箇所のチェックリストへの取り込みを行うよう指導することにより、リスク低減対策を図る。
- ⑥ 上記⑤においては見出された危険箇所については、さらに、ヒヤリハット情報と合わせ災害発生の可能性が高い箇所を示すハザードマップの作成により、危険箇所の「見える化」を図り注意を促すとともに、その発生原因についても、特に「人」、「もの」、「管理」の観点から解析を行い、改善を検討し記録に残す。
- ⑦ 特に災害件数の多い「転落」、「はさまれ」事故については、上記、ハザードマップ及び必要に応じた対応マニュアルを作成のうえ、当直引き継ぎの際に確認するなど、「転落」、「はさまれ」事故の削減にむけた具体的かつ、比較的短期間の目標を定め、事故件数の減少を把握するよう指導を行う。
- ⑧ 海難による死亡災害を防止するため、運輸安全マネジメント評価による安全管理体制の構築や重大事故発生時の再発防止対策、船舶自動識別装置（AIS）の導入を推進するとともに、最新の気象情報の収集を行うよう指導する。

(3) 衛生指導班の指導内容

衛生指導班は、検疫所、保健所、(一社)日本海員掖済会、(一財)船員保険会等の協力の下に、次に掲げる事項について指導を行う。その際、生活習慣病予防のための日常生活のガイドライン、自己診断チェックリスト等の資料配付、船員災害防止協会発行の「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康をまもるために）」、「からだにやさしい健康レシピ（生活習慣病・メタボ対策）」、「船内の食事管理（和英、MLC対応）」の積極的な活用を努める。

- ① 生活習慣病、メタボリックシンドローム、SASに関する健康教育、健康診断の定期的、継続的な受診の徹底により、船員の健康状態を継続的かつ的確に把握し、作業環境の整備や適正配置を行う等適切な健康管理対策を推進する。特に次の項目については重点的に実施する。

イ 生活習慣病及びメタボリックシンドロームに関しては、食生活の改善、適度な運動、飲酒・喫煙の節制等による予防対策の推進を図る。

特に生活習慣病で最も多い高血圧については、治療の必要性を確認させ、薬を使わない治療・予防について指導する

ロ SASについては、自己チェックや専門医の診断について指導を行う。

- ② 船内におけるメンタルヘルスの必要性を認識し、船内安全衛生委員会等において自主的にメンタルヘルスクア推進に向けた調査・審議、高ストレス発生の防止対策について実施するよう指導を行う。

また、船員災害防止協会が開催するメンタルヘルスに関する講習会への参加を推進する。

- ③ 船内におけるパワーハラスメントの実態を把握し、必要に応じ経営トップ自らの声明を発するなど、会社の方向性のコミットメントについて指導する。

さらに、乗組員管理に責任を持つ者が行う個人面談も実施し、情報の入手に努めるよう指導する。

- ④ 飲用水の管理については、年1回以上行う水質検査、月1回以上行う残留塩素検査、貯蔵量や保管状況の検査の結果を踏まえ、タンク内の飲用水の交換、塩素剤の投与等適正な水質管理を行うよう指導を行う。

また、各種検査を行ったときは適切に記録・保管をするように指導を行う。

- ⑤ 調理業務については、当該作業に従事する者に衛生上必要な措置を講じること等について指導を行う。また、当該作業に従事する者に基礎的な知識に関する教育を施すことについて指導を行う。

また、船員災害防止協会発行の「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康をまもるために）」等を活用して、栄養バランスが確保され、疾病予防に貢献するとともに、船内生活の魅力につながる多様なメニューを供食できるよう指導する。

- ⑥ 感染症の対策として、うがい、手洗いの励行や、食材については十分な加熱処理を行う等の予防対策の指導を行う。

特にインフルエンザ等の感染症、ノロウィルス等の食中毒については、予防のための必要な情報の提供、予防対策の指導等を行う。

- ⑦ 高年齢船員については、現在の体力や筋力の状況を把握するために体力測定等の励行をする他、健康状態を把握するための無料健康相談に活用するように指導する。

特に高年齢船員に多い「筋骨格系」の疾患（椎間板障害及び腰痛等）については、作業前の準備運動を実施するほか、中腰・前屈み等の姿勢を避けること、作業場所に適切な照明や滑り止めの設置をすることについて周知を図る。

- ⑧ 熱中症予防対策については、気象庁等が発表する熱中症関連情報の活用や、定期的な水分・塩分の補給、異常を感じた場合に日陰で休む等の措置を講ずるように指導する。

- ⑨ 医療報告書を備え付け、船内で傷病が発生した場合は、その後の医療機関との連携が取れるように処置や投薬の記録を残すように指導する。



3. 安全衛生管理体制に関する指導強化

- (1) 協賛者は、関係者の協力を得て、安全衛生管理体制に関する講習会の開催やK Y T（危険予知訓練）等を通じ、安全衛生委員会の活性化を図る。

特に、中小船舶所有者に対して、一般船舶にあっては荷主、元請オペレーター等、また、漁船にあっては地域又は業種単位で既存の協議会の下に船員災害防止のための組織等の設置の促進を図るとともに、その趣旨の周知を図る。

- (2) 船舶所有者、そのグループ、地区、業種等を対象として、第11次船員災害防止基本計画

及び平成31年度船員災害防止実施計画の内容につき積極的な啓発を行うとともに、当該船舶所有者に係る船員災害発生状況、その他の個別具体的な状況を考慮した独自の船員災害防止対策の作成について指導を行う。

- (3) 船舶所有者による指導については、船員災害防止協会発行の安全衛生に関する資料（DVD等）を活用した少人数サークルでの活動等により、安全衛生活動に対する参加意識をもたせ、目標達成感を得られるようにする等、実効ある取組みを促進する。

4. 船員災害防止大会、講習会、講演会等の開催

(1) 船員災害防止大会の開催

- ① 船員災害防止協会は船員災害防止大会を開催する。開催に当たっては、家族ぐるみでの参加や、出席者参加型の双方向フォーラム形式での意見交換とする等創意工夫を行う。

また、船員の安全衛生に功績のあった者の表彰及び船員安全・労働環境取組大賞（略称SSS；トリプルエス）受賞者によるプレゼンテーションを行う。

- ② 地方運輸局は、大会において船員災害防止優良事業者の認定証の伝達を行うことにより、船員の労働災害防止に向けた船舶所有者の自主的な取組みを推進する。
- ③ 船員が乗船中等の理由で大会に出席できない場合は、船舶所有者、船舶所有者の団体及び他の船員関係者は、得られた情報を積極的に船員に周知するよう努める。

(2) 講演会等の開催

- ① 協賛者は、安全衛生に関する学識経験者、地方運輸局長が指定した医師、関係団体等の協力を得て安全衛生に関する講演会、講習会等を開催する。

- ② 講演会等の開催に当たっては、死亡・行方不明率の高い海中転落防止のため作業用救命衣の着用、命綱や安全ベルトの使用の励行について重点を置き、WIB講習会等により個人の安全意識の向上を図る。

また、開催地域における船員災害の実情等を勘案しつつ、危険物、有害物による災害防止対策、酸素欠乏による災害防止対策、生活習慣病の知識と予防対策、パワーハラスメントの防止、メンタルヘルスの確保、「筋骨格系」の疾患（椎間板障害及び腰痛等）、感染症や食中毒の予防対策、S A Sに対する健康管理対策、騒音、振動障害の防止対策並びにその他必要な事柄について実施するよう配慮する。

- ③ 特に、中小船舶所有者及びその船員、また、船員の家族についてもこれら講演会等への積極的な参加を促進する。
- ④ 災害多発地域においては、船舶所有者及び関係者との懇談会等を開催し、地域の実態に即した実効ある災害防止対策の推進のための組織の設置等について積極的に指導する。
- ⑤ 協賛者は、関係者の協力を得て、生存に必要な知識、技能に関する生存対策講習会等を開催し、船員災害防止に関するノウハウの普及促進を図る。特に、膨脹式救命いかだの展脹等救命設備の取扱いに係る実技訓練の実施及び衛星E P I R B（非常用位置指示無線標識）、S A R T（レーダートランスポンダ）等無線救命設備の適切な使用方法、救命胴衣の着用等についての教育・訓練に努める。
- ⑥ A E D（自動体外式除細動器）などの各種講習会や船員災害防止協会が主催する高年齢船員向け安全講習会、メンタルヘルスケアの講習会等を活用し指導啓発活動を推進する。

(3) 保護具等の展示会の開催

協賛者、関係団体、メーカー、代理店等の協力を得て船員災害防止大会会場周辺、通船待合所等において、安全衛生保護具、作業用救命衣、保護面、検知器具、水質検査器具等の展示会を開催し、取扱い方法の実演や、船種や作業形態に応じた保護具等の相談をできる体制を整える等により船員災害防止に関するノウハウの普及促進を図る。

5. 医療関係機関等との連携等

- (1) 協賛者は、(一社)日本海員掖済会、(一財)船員保険会、(独)地域医療機能推進機構、地方運輸局長が指定した医師等の協力を得て、特定日を設けて当該病院、診療所その他船員が利用するのに便利な場所に臨時の無料健康相談所を開設する。

開設に当たっては、船員が有効に活用できるよう事前に趣旨、場所、日時等について周知徹底を図る。

- (2) 健康相談等に当たっては、生活習慣病及びメタボリックシンドロームを中心とした疾病予防対策として、医療関係機関等又は市町村(健康管理担当課)の協力を得て、栄養士等による食生活に関する講習会、健康教育講座等を実施する。

また、S A Sの危険性に関する注意喚起、早期の受診・治療の指導、石綿(アスベスト)による健康被害に係る船員健康管理手帳制度の周知を図る。

6. テレビ、ポスター、垂幕等による広報活動

- (1) テレビ、新聞による広報等

- ① 主唱者、協賛者及び協力者は、テレビ、ラジオ、ホームページ、ファクシミリ、新聞、雑誌、自治体の広報誌等を通じて本月間の広報を行う。
- ② 船舶を利用した海上からの活動として、船舶及び船員に対し、直接呼びかけて周知する。
- ③ ファックス日より「船員行政ニュース」、船員災害防止協会発行の機関誌「船員と災害防止」等を活用して周知する。

- (2) ポスター、安全衛生標語及び実施のしおりの作成配布

- ① 船員災害防止協会は、ポスター、安全衛生標語、実施のしおり及び海中転落並びに高年齢船員の死傷災害防止対策及び生活習慣病及びメタボリックシンドローム対策の安全と衛生に関するリーフレットを一括作成する。
- ② 協賛者及び協力者は、これらポスター等を船舶所有者及び船舶に広く行き渡るように配布するほか、官公署、海事関係者の事務所、通船待合所、造船所その他関係者の目につきやすい場所に掲示する。

- (3) 垂幕、横幕、立看板等の掲揚、掲示

協賛者及び協力者は、月間の名称、期間等を入れた垂幕、横幕、立看板等を作成し、官公署、海事関係者の事務所、通船待合所、造船所その他関係者の目につきやすい場所に掲揚、掲示する。

- (4) 緑十字旗の掲揚等

協賛者及び協力者は、全船舶に緑十字旗の掲揚を指導する。

また、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着

用についても指導する。

(5) 家族に対する協力の呼びかけ

協賛者及び協力者は、船員の家族に対し、講習会等を通じて船員の災害防止のための協力を呼びかける。

(6) 安全衛生に関する標語の配布、体験記及び意見の発表等

船員災害防止協会は、募集した安全衛生に関する標語、体験記及び意見の入賞作品を、ホームページや機関誌「船員と災害防止」等において発表する。また、国土交通省は、入賞者等についてファックスにより「船員行政ニュース」で紹介する。

7. 船員災害防止協会の活動

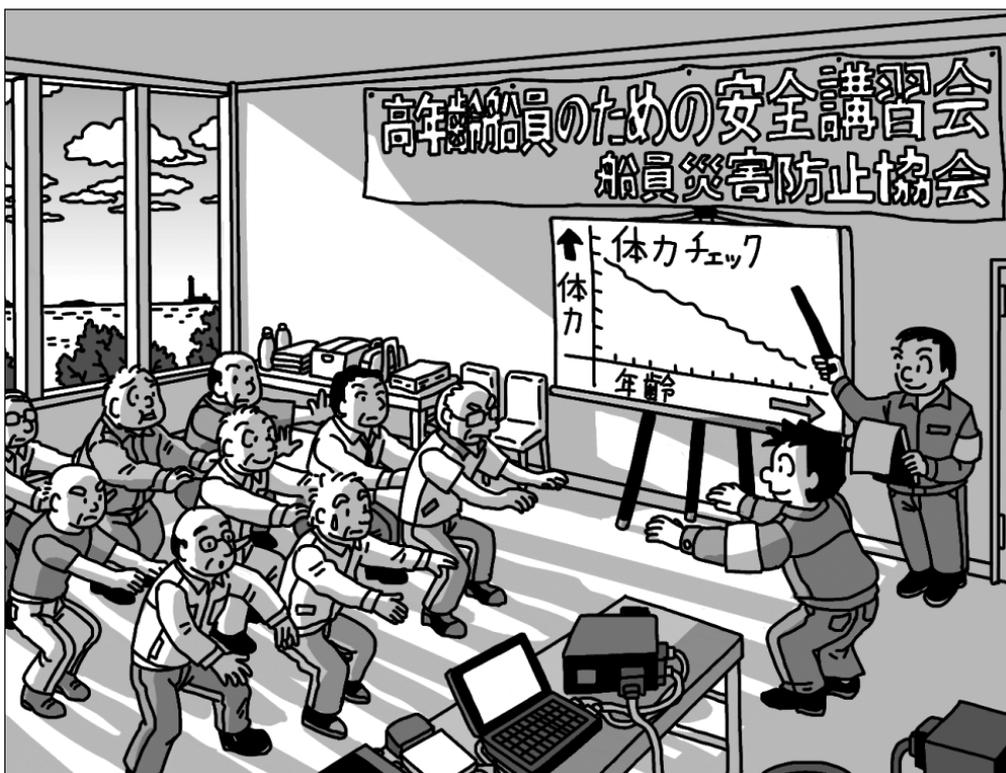
船員災害防止協会は、協賛者とともに、安全衛生に関する訪船指導の実施、船員災害防止大会、講習会及び講演会の開催、ポスター、実施のしおり等の作成配布、船員の安全衛生に功績のあった者の表彰を行う。

また、船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度や船員安全・労働環境取組大賞（略称 SSS；トリプルエス）の周知など船員労働安全衛生月間の中心として主体的・積極的に活動を行う。

8. 船員労働安全衛生月間の諸活動実施状況の取りまとめ等

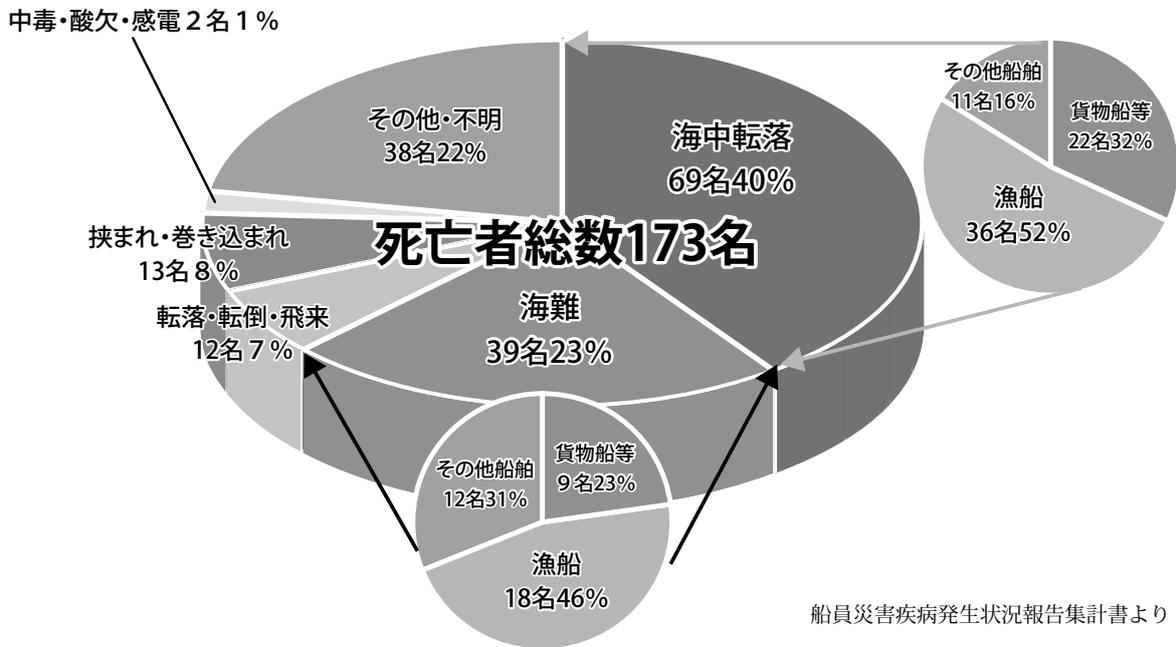
国土交通省は、月間の実施状況について、協賛者、協力者及び実施者から意見や評価等の報告を求め、その取りまとめを行う。

また、船員災害防止協会は、訪船指導等で明らかとなった船員の安全衛生上の問題点及び改善点等につき関係船舶所有者に指導を行う。

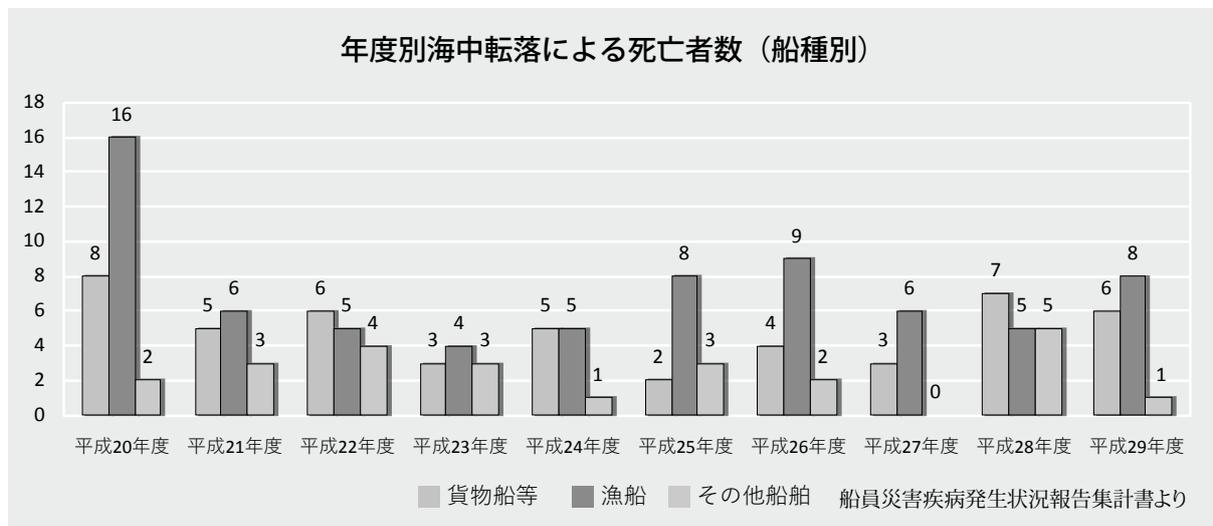


船員の死亡災害は海中転落が最も多い

死亡災害発生状況 5年累計(H25-29年度)

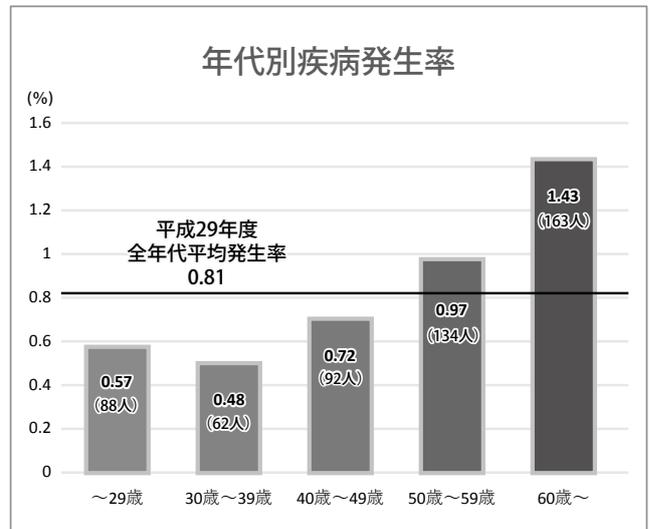
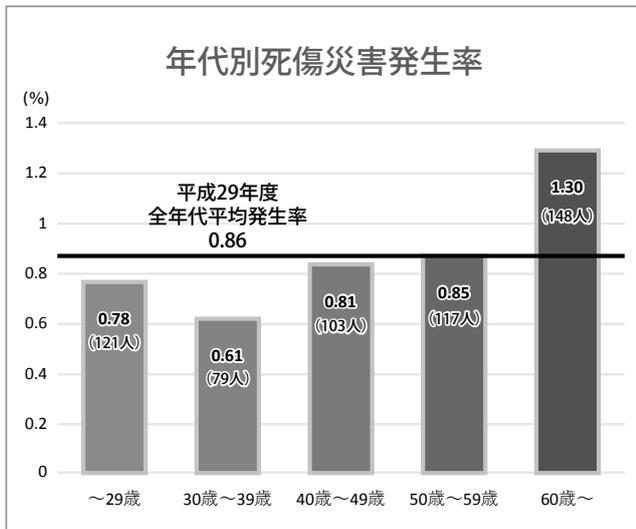


5年間の死亡災害を円グラフで示したものです。なかでも、海中転落による死亡者数は69名40%にもおよびます。海中転落の原因は、「荒天時、波にさらわれた」、「漁具に巻き込まれて転落」、「単独作業中の転落」など、多岐にわたります。また、海中転落、海難ともに漁船での発生が多く、その割合は、海中転落では36名52%、海難では18名46%にも及びます。「救命衣の着用」、「荒天時の操業は控える」、「暴露甲板上での単独作業を行わない」などの安全対策を講じましょう。



高年齢船員の死傷災害・疾病発生

平成31年度船員災害防止実施計画より



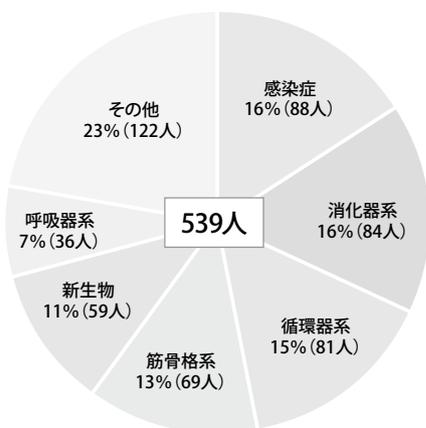
平成29年度の年代別死傷災害発生率では、60歳以上の高年齢船員の割合が非常に高くなっています。その原因として、「加齢による身体機能の衰えから適切な動作がとれなくなる」、「慣れから来る油断」、「自己流の一人作業」などが挙げられます。

まず、自らの体力を把握し、適度な運動を継続して体力の維持・増強に努めましょう。また、他の乗組員とのコミュニケーションを大切にするとともに、慣れた作業でも初心を忘れず、安全第一として業務を遂行しましょう。

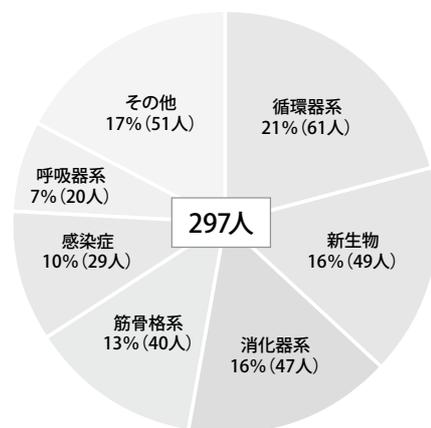
年代別疾病発生率では、50歳代から割合が高くなり、60歳以上で割合が急騰しています。常日頃より、自分の健康状態を把握しておきましょう。

全船員と高年齢船員の疾病比較

疾病の種類別発生状況



高年齢船員の疾病発生状況



疾病の種類別発生状況では、全船員で、インフルエンザなどを含む感染症疾患が最も多く、次いで消化器系疾患、循環器系疾患の順に多くなっています。

高年齢船員では、高血圧などの循環器系疾患の発生が多く、次いで新生物（ガン）、アルコール性の肝疾患を含む消化器系疾患が多く発生しています。これらは、いずれも生活習慣病が大いに関わっています。健康のリーフレットも参考にし、健康維持に努めるよう心掛けましょう。

メタボリックシンドローム（メタボ）の予防 ～最大の目的は心筋梗塞・脳梗塞の予防～

メタボリックシンドロームの起こり方と行く末

遺伝因子 生活習慣（過食・運動不足） 出生時環境

内臓脂肪型肥満・インスリン抵抗性

構成因子

高血糖 高血圧 高中性脂肪・低HDLコレステロール

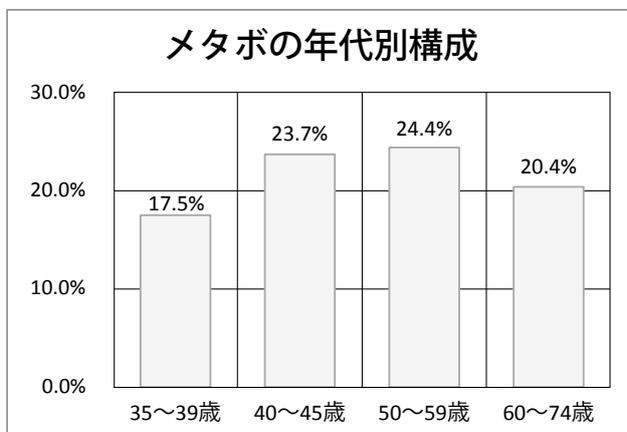
メタボリックシンドローム

心筋梗塞

脳梗塞

末梢動脈疾患

船員のメタボ率

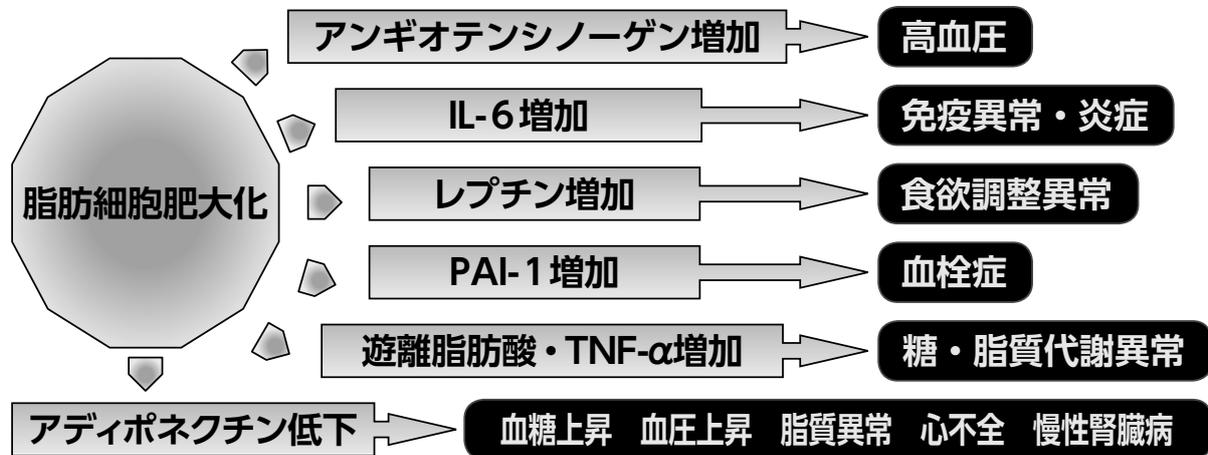


2013年 船員（男）4378名 調査結果
船員災害防止協会 衛生管理士 庄田昌隆医師
（船員保険健康管理センター 名誉センター長）



メタボの根源は肥満内臓脂肪細胞にあり

肥満内臓脂肪細胞は色々なホルモン様物質を分泌し全身の病気に関与



メタボの予防は食事と運動から始めよう

食事の工夫



肥満者は5%の体重減少を
腹八分・ゆっくりよく噛む
糖質・脂質・塩分控えめ
(糖分含有清涼飲料水に注意)

朝食は抜かない
間食控えめ・夜食禁止
野菜・食物繊維を豊富に
アルコール控えめ
果物は適度に

運動の効用 (睡眠・休養含め)



良質な睡眠・休養はすべての基本
ストレス解消
インスリン効果上昇で血糖下降
エネルギー消費で減量
筋肉増強で基礎代謝低下防止
血圧低下・動脈硬化予防
心肺機能・骨密度改善
HDLコレステロール増加

第63回月間応募入選作品の発表

第63回船員労働安全衛生月間行事の一環として、当協会が船員とそのご家族、海運、水産関係者等から広く懸賞募集していました「論文」「体験記・意見」および「標語」の入選作品が決定致しました。

応募総数は「論文」「体験記・意見」3編、「標語」和文707篇、英文754篇、でした。ご応募ありがとうございました。

これらの応募作品につき、関係官庁、関係団体の委員により構成された選考委員会による審査の結果、「論文」「体験記・意見」では、優秀賞1編、佳作2編、「標語」については和文より、スローガン1篇、優秀賞5篇、佳作4篇、また英文より、スローガン1篇、優秀賞3篇がそれぞれ選ばれました。

なお、スローガンは月間のポスターに掲載され、また「標語」和文の優秀賞の5篇と、英文の優秀賞3篇は標語掲示物として印刷し、各社、団体、協会支部及び各船に配布されますので、船内の見易いところに掲示のうえ、月間活動に役立ててください。

【論文・体験記・意見の部】（応募総数3編）

「優秀賞 1編」

- 「安全を確保することの難しさ」

出光タンカー(株) 三等機関士 田中 健登

「佳作 2編」

- 「船舶管理業務における課題」

出光タンカー(株) 二等機関士 篠原 悠

- 「管理者としてのマネジメントとは」

出光タンカー(株) 二等航海士 白井 隆敏

【スローガン】

和文 元気に乗船 無事故で下船 笑顔で帰宅のゼロ災害

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校 耕洋丸 機関長 田中 辰彦

英文 GOOD COMMUNICATION LEADS TO SAFE OPERATION!

シヨクユタンカー(株) SUN GAIA Mark Bernard P. Dandan

【標語の部】

【和文】(応募総数707篇)

[優秀賞 5篇]

- 安全点検 健康管理 一人一人が責任者
共同船舶(株) 製造部 製造手 松尾 幸康
- ヒヤリでよかったこの体験 次に生かそう 安全対策
広島商船高等専門学校 商船学科航海コース 岡本 昌子
- 何か変? 直感信じて まず確認
出光タンカー(株)NISSHO丸 三等機関士 田中 健登
- 慣れた作業に予期せぬ危険 無理せず無視せず油断せず
東北海運産業(株) いずみ丸 二等機関士 松本 徹
- 明るく楽しい船内が 心の健康守る鍵
無職 南 和夫

[佳作 4篇]

- 日々点検 初心と基本で ゼロ災害
株式会社博展 監査役 梶浦 公康
- 気づき合い みんなでやれば 助け合い
広島商船高等専門学校 商船学科航海コース 木下 博弥
- 航海中 無事故の便りが 家族に笑顔
無職 村岡 孝司
- しんどいなと感じたら 誰かに相談 こころのケア
海技教育機構 三等機関士 中村 雅仁

【英文】(応募総数754篇)

[優秀賞 3篇]

- SAFETY AWARENESS IS THE KEY TO SUCCESS.
日本クルーズ客船(株) ぱしふいっくびいなす CAGAYON JAKE ROJO
- SAFETY IS THE BEST DEFENSE AGAINST TRAGEDY
出光タンカー ASTOMOS EARTH チーフコック VICTORINO REYES CAPILI
- ACCIDENT BRINGS TEARS. SAFETY BRINGS CHEERS.
出光タンカー APOLLO DREAM 一等航海士 G. PADURA

船員災害防止協会の頒布品

船員災害防止協会では、下記のとおり安全衛生に関する書籍等を頒布（送料別・税別価格）していますので、ご注文の際はこの用紙にて下記のFAX番号までお送り下さい。改訂版発行の際に価格の改定をさせていただきます場合がありますので、ご了承ください。

2019年7月1日

商品番号	品名	価格	会員割引価格	注文数
<法規・条約・手帳>				
211	訓練手引書（和英）追補版-1～2・3付（SOLAS Training Manual）（バインダー付）	H26.7改訂	9,090	6,060
203	訓練手引書 追補版-1～2（SOLAS条約改正関係）他（平成20年3月）		450	300
210	訓練手引書 追補版-3（SOLAS条約改正関係）他（平成26年7月）	H26.7改訂	600	400
118	船員労働安全衛生規則（和英対訳） （Regulations for Labour Safety and Health of Seafarers）	H26.1改訂	2,040	1,360
104	安全担当者記録簿（和英）（Safety Manager's Log Book）	H25.5改訂	2,550	1,700
106	衛生管理者・衛生担当者記録簿（和英） （Log Book of Health Supervisor・Health Manager）	H25.5改訂	2,550	1,700
113	船員安全手帳（和英）（Seafarers' Safety Book）（葉書サイズ）	H30.7改訂	2,300	1,530
108	安全衛生チェックリスト（和英）（Check List on Safety and Health for Ships）	H29.3改訂	1,530	1,020
<安全>				
304	なくそう！海中転落 推進しよう作業用救命衣の常時着用（和英）	H27.7発行	1,320	880
213	危険予知訓練で安全の先取りを～KYTイラスト集～（和英） （A4/4穴/アクリルカバー付）	H28.3改訂	3,990	2,660
207	危険予知訓練で安全の先取りを～KYTイラスト集～（B5/和文）		2,040	1,360
204	安全管理の指標		2,040	1,360
209	船内におけるヒヤリハット実例集 ～仲間で描いたイラスト100撰～	H28.8改訂	1,500	1,000
208	船内の安全を先取りしよう～リスクアセスメントの実務～		930	620
116	安全衛生水準の向上を目指して ～船内労働安全衛生マネジメントシステム導入による災害の犠牲を未然に防ぐ予防対策型の管理体制の構築～		870	580
214	船員の多発災害を防ぐには～その傾向と対策～	H27.10改訂	1,440	960
115	気づいていますか！熟練船員の過信と油断	H28.12改訂	1,020	680
303	なくそう！漁船の災害（漁船災害防止の手引き・・・総集編）		870	580
305	危険物等取扱責任者更新講習教本		3,000	2,000
306	酸素欠乏危険作業テキスト		3,000	2,000
<衛生>				
201	衛生管理者教本（和文）（バインダー付）	H30.4改訂	9,750	6,500
114	船の飲用水		2,040	1,360
<食事>				
230	船内の食事管理（和英）（Food and Catering on Board Ships）	H25.2発行	2,550	1,700
117	からだにやさしい健康レシピ		2,820	1,880
205	船でつくる四季のメニュー		1,710	1,140
<DVD・旗・バッジ・その他>				
221	～漂流から生還へ（30分）～（サバイバルトレーニング）DVD		9,360	6,240
226	内航船の危険予知（38分）DVD		9,360	6,240
101	緑十字旗（70cmx100cm）		2,460	1,640
102	安全担当者バッジ		390	260
103	衛生担当者バッジ		390	260
会社名（個人名）・住所・担当者・電話			合計	
			円	点

〒 _____
(住所)

(会社名・個人名)

所属部署：

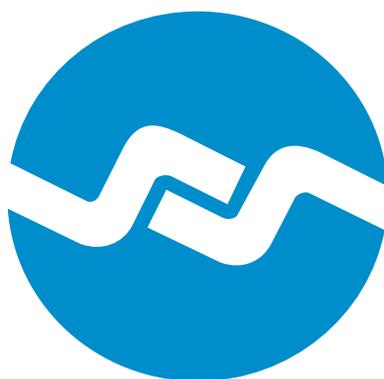
○をつけてください
(会員・非会員・不明)

担当者名 TEL _____ FAX _____

船員災害防止協会
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 TEL:03-3263-0918 FAX:03-3263-0910

船員災害防止協会 支部・地区支部一覧表

支部・地区支部名	郵便番号	住 所	電 話
01北海道支部	047-0007	小樽市港町4-4	小樽港湾センター3F 0134-33-4351
小樽地区支部	047-0048	小樽市高島1-2-5	小樽機船漁業協同組合内 0134-34-1222
函館地区支部	041-0821	函館市港町3丁目19-2	津軽海峡フェリー(株)内 0138-43-6997
室蘭地区支部	051-0013	室蘭市舟見町1-130-21	室蘭漁業協同組合内 0143-24-3331
苫小牧地区支部	053-0005	苫小牧市元中野町4-1-7	北洋海運(株)内 0144-34-6105
釧路地区支部	085-0845	釧路市港町1-18	釧路機船漁業協同組合内 0154-43-3411
根室地区支部	087-0054	根室市海岸町1-17	根室漁業協同組合内 0153-23-6161
網走地区支部	093-0032	網走市港町4-63	網走漁業協同組合内 0152-43-3121
稚内地区支部	097-0006	稚内市新港町1-13	稚内機船漁業協同組合内 0162-23-4180
紋別地区支部	094-0011	紋別市港町6-5-2	紋別漁業協同組合内 0158-24-2131
留萌地区支部	077-0041	留萌市明元町5-3	新星マリン漁業協同組合内 0164-43-1111
02東北支部	985-0016	塩釜市港町1-4-1	マリンゲート塩釜2F 022-367-2939
青森地区支部	030-0821	青森市勝田2-23-12	(株)細川産業内 0177-23-1451
八戸地区支部	031-0822	八戸市白銀町三島下95	八戸漁業指導協会内 0178-33-3314
宮古地区支部	027-0005	宮古市光岸地4-40	宮古漁業協同組合内 0193-62-1231
釜石地区支部	026-0021	釜石市只越町2-6-20	(株)山元内 0193-22-1805
気仙沼地区支部	988-0037	気仙沼市魚市場前8-25	気仙沼市水産振興センター 0226-22-0793
石巻地区支部	986-0860	石巻市のぞみ野1-1-2	津田海運(株)内 0225-23-0181
小名浜地区支部	970-0311	いわき市江名字北町50	福島県鯉鮭漁業者協会内 0246-55-7164
秋田地区支部	011-0945	秋田市土崎港西1-5-11	秋田県漁業協同組合内 018-845-1311
酒田地区支部	998-0036	酒田市船場町2-2-1	山形県漁業協同組合内 0234-24-5611
03北陸信越支部	950-0078	新潟市中央区万代島9-1	佐渡汽船ターミナルビル5F 025-245-3555
伏木地区支部	930-0096	富山市舟橋北町4-19	森林水産会館 県漁連内 076-432-6222
七尾地区支部	926-0015	七尾市矢田新町二部162-3ポートサイド七尾4F	北陸曳船(株)内 0767-53-8211
04関東支部	231-0002	横浜市中区海岸通4-23	相模ビル2F 045-212-3121
東京地区支部	101-0051	千代田区神田神保町2-32 金子ビル206号	(一社)全日本船舶職員協会 03-3230-2651
千葉地区支部	260-8517	千葉市中央区中央港1-9-5	(株)ダイトコーポレーション千葉支店内 043-238-5110
川崎地区支部	210-0006	川崎市川崎区砂子1-2-14 橋本屋ビル201	富士海運(株)内 044-244-2991
鹿島地区支部	314-0103	神栖市東深芝8	鹿島埠頭(株)内 0299-92-5551
銚子地区支部	288-0001	銚子市川口町2-6528 第三卸市場管理事務所	銚子市漁業協同組合内 0479-22-3200
茨城地区支部	310-0011	水戸市三の丸1-1-33すいさん会館2F	茨城沿海地区漁連内 029-224-5151
三浦三崎地区支部	238-0243	三浦市三崎2-22-10 三崎水産会館	三崎船主協会内 0468-81-5208
横須賀地区支部	238-0004	横須賀市小川町27-17	東京汽船(株) 横須賀支店内 046-826-3911
05中部支部	455-0032	名古屋港区入船2-2-14	藤洋ビル3F 052-652-1193
名古屋地区支部	455-0032	名古屋港区入船2-2-14	藤洋ビル3F 中部支部内 052-652-1193
四日市地区支部	510-0011	四日市市霞2-1-1	伊勢湾防災(株)内 059-361-1033
鳥羽地区支部	455-0032	名古屋港区入船2-2-14	藤洋ビル3F 中部支部内 052-652-1193
清水地区支部	425-0021	焼津市中港2-6-13	静岡かつお・まぐろ協同組合内 054-628-7258
下田地区支部	415-0000	下田市外ヶ岡11	伊豆漁業協同組合内 0558-22-3585
敦賀地区支部	914-0079	敦賀市港町7-15敦賀港湾合同庁舎	福井運輸支局 敦賀庁舎気付 0770-22-0003
06近畿支部	552-0021	大阪府大阪市港区築港3-7-15	港振興ビル204 06-6573-7009
京都地区支部	624-0946	京都府舞鶴市下福井901舞鶴港湾合同庁舎	京都運輸支局 舞鶴庁舎気付 0773-75-0616
和歌山地区支部	640-8404	和歌山県和歌山市湊1106-4	和歌山運輸支局気付 073-422-0606
勝浦地区支部	649-5335	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地8-5-5	和歌山運輸支局 勝浦海事事務所気付 0735-52-0260
07神戸支部	650-0024	神戸市中央区海岸通5	商船三井ビル2F 078-392-7565
08中国支部	734-0011	広島市南区宇品海岸2-15-17	埴野ビル 082-252-7000
広島地区支部	734-0011	広島市南区宇品海岸2-15-17	埴野ビル 中国支部内 082-252-7000
尾道地区支部	722-0002	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター	広島県内航海運組合東部支部内 0848-25-3458
因島地区支部	722-2323	尾道市因島土生町1899-35	中国運輸局 因島海事事務所気付 0845-22-2298
木江地区支部	725-0401	豊田郡大崎上島町木江5067-9	木江地区造船海運振興協議会内 0846-62-1024
呉地区支部	737-0029	豊市宝町9-25呉港湾合同庁舎	中国運輸局 呉海事事務所気付 0823-25-0887
境地区支部	684-0034	境港市昭和町9-1 境港湾合同庁舎	鳥取運輸支局 境庁舎気付 0859-42-2169
松江地区支部	690-0024	松江市馬場町43-3	鳥根運輸支局気付 0852-38-8111
岡山地区支部	701-4302	瀬戸内市牛窓町牛窓5662-4	(一社)瀬戸内市緑の村公社内 0869-34-4356
徳山地区支部	745-0025	周南市築港町13-38 徳山下松港湾福祉センター	山口県内航海運組合内 0834-21-0505
阿武・萩地区支部	758-0011	萩市大字椿東6446番地5	山口県漁業協同組合 はぎ統括支店内 0838-25-0231
09四国支部	760-0020	高松市錦町1-21-3	開拓ビル5F 087-851-8307
香川地区支部	760-0020	高松市錦町1-21-3	開拓ビル5F 四国支部内 087-851-8307
徳島地区支部	770-0873	徳島市東沖洲2-14沖洲マリントーナメントビル1F	徳島県内航海運組合内 088-664-4570
松山地区支部	791-1113	松山市森松町1070	四国運輸局 愛媛運輸支局気付 089-956-9952
新居浜地区支部	792-0011	新居浜市西原町2-7-21	新居浜地区海運組合内 0897-37-2475
宇和島地区支部	798-0003	宇和島市住吉町2-7-14	南予内航海運組合内 0895-22-4776
高知地区支部	780-8010	高知市棧橋通5-5-4	高知県海事振興会内 088-832-1175
10九州支部	808-0034	福岡県北九州市若松区本町1-13-20	洞海港湾労働者福祉センター1F 093-701-5824
長崎地区支部	851-2211	長崎市京泊3-3-1 関連商品売場棟B-20	山田水産(株)内 長崎県以西底曳網漁業協会気付 095-850-4300
下関地区支部	750-0066	下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎	九州運輸局 下関海事事務所気付 083-266-7151
鹿児島地区支部	892-0823	鹿児島市住吉町13-1 鹿児島港湾ビル3F36号	鹿児島県旅客船協会内 099-222-2352
佐世保地区支部	857-0855	佐世保市新港町8-1 新みなとターミナル1F	佐世保旅客船協会内 0956-22-6575
福岡地区支部	812-0013	福岡市博多区博多駅前2-11-1 福岡合同庁舎新館	九州運輸局 船員労働環境課気付 092-472-3175
大分地区支部	879-2201	大分県大分市大字佐賀関750	国道九四フェリー(株)内 大分県旅客船協会気付 097-575-1020
熊本地区支部	869-3207	宇城市三角町三角浦1160三角港湾合同庁舎	熊本運輸支局 三角庁舎気付 0964-52-2069
宮崎地区支部	880-0858	宮崎市港2-6	宮崎県漁連 漁政課気付 0985-28-6111
佐賀地区支部	847-0861	唐津市二太子3-214-6 唐津港湾合同庁舎	佐賀運輸支局 唐津庁舎気付 0955-72-3009
北九州地区支部	808-0034	福岡県北九州市若松区本町1-13-20	洞海港湾労働者福祉センター1F 九州支部内 093-701-5824
11沖縄支部	900-0012	那覇市泊3-1-8	(一社)沖縄旅客船協会内 098-862-0733



船員災害防止協会って？

せんさいぼうが略称です。船員の安全の確保と船内衛生の向上のための対策を自主的に推進する団体で、安全・生存対策等の各種講習会の開催や訪船指導などを行っています。

1967年（昭和42年）に、「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき、現・国土交通省と現・厚生労働省の認可を受け設立されました。

設立以来、半世紀にわたって、船舶所有者、海運・水産関係団体、関係省庁などと連携しながら、船員の災害を防止する活動を積極的に行ってきました。

せんさいぼうは、会員の皆様の自主的な船員災害防止活動のお手伝いをしています。いつでも、どんなことでもご相談下さい。

令和元年度(第63回)船員労働安全衛生月間

実施のしおり

〒102-0083
東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル4F
TEL:03-3263-0918 FAX:03-3263-0910
HP <http://www.sensaibo.or.jp>
e-mail info@sensaibo.or.jp

船員災害防止協会